

広島県告示第八百七十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年十二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		広島県福山市加茂町字北山地区内	
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
菅町（一〇六五九―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	菅町（一〇六五九―一）
菅町（一〇六五九―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	菅町（一〇六五九―二）
菅町（一〇六五九―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	菅町（一〇六五九―三）
菅町（一〇六五九―四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	菅町（一〇六五九―四）
菅町（二二二九―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	菅町（二二二九―一）
菅町（二二二九―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	菅町（二二二九―二）
菅町（二二二九―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	菅町（二二二九―三）
菅町（二二二九―四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	菅町（二二二九―四）





刈光（五一 二二隣）	種（五一二 ○隣c）	種（五一二 ○隣d）	種（五一二 ○隣b）	種（五一二 ○隣f）	種（五一二 ○隣g）	種（五一二 ○隣e）	種（五一二 ○隣a）	種（五一二 ○隣）	深山川（一 五三隣）	瀧王橋（一 八八三一 一）	瀧王橋（一 八八三一 一）	瀧王橋（一 八八三一 一）	瀧王橋（一 八八三一 九）	瀧王橋（一 八八三一 八）	瀧王橋（一 八八三一 七）
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
刈光（五一 二二隣）	種（五一二 ○隣c）	種（五一二 ○隣d）	種（五一二 ○隣b）			種（五一二 ○隣e）	種（五一二 ○隣a）	種（五一二 ○隣）	深山川（一 五三隣）	瀧王橋（一 八八三一 一）	瀧王橋（一 八八三一 一）	瀧王橋（一 八八三一 一）	瀧王橋（一 八八三一 九）	瀧王橋（一 八八三一 八）	瀧王橋（一 八八三一 七）
土石流	土石流	土石流	土石流			土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり			次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。